

令和6年7月10日

現場代理人の常駐義務の緩和基準の改正について

この度、練馬区施設管理担当部の発注する営繕工事を対象に、発注者が週休2日に取り組むことを指定する「週休2日促進工事」および「週休2日交替制工事」の実施要領を定め、令和6年4月1日から運用することとしました。

これを踏まえ、平成27年度から実施している現場代理人の常駐義務緩和について、練馬区が週休2日に取り組むことを指定する工事において、現場代理人が4週8休を確保するための休日を取得する期間は、常駐義務を緩和することとする改正を行います。

なお、上記「週休2日促進工事」および「週休2日交代制工事」の適用等に関しましては、工事主管課にお問い合わせください。

(担当)

練馬区総務部経理用地課契約係

電話 03-5984-2832